

報道発表資料の配付日時 8月23日(水) 10時00分

| | | | |
|------------------|---|------|--|
| 発表項目 (行事名) | 「地域課題解決型起業支援事業」の3次募集開始について | | |
| 記者レクチャー のお知らせ | (実施日時) | 発表者 | |
| | | 発表場所 | |
| 概要 | <p>○(公財)北海道中小企業総合支援センターでは、道内における創業の促進及び地域経済の活性化を図ることを目的に、<u>デジタル技術を活用し地域課題の解決に資するための新たな起業に取り組まれる方を対象に、必要な経費の一部を補助する「地域課題解決型起業支援事業」の3次募集を開始</u>します。</p> <p>○本事業は国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用し、道が(公財)北海道中小企業総合支援センターに補助を行うものです。</p> <p>○対象者及び対象事業等は、次のとおりです。</p> <p>対象者：令和5年4月1日より前に事業を営んでいない個人で 令和5年12月31日までに起業する方</p> <p>対象事業：デジタル技術を活用した、買い物弱者支援やまちづくり等の社会的事業</p> <p>補助率：2分の1以内 補助上限額：200万円</p> <p>補助対象期間：交付決定日から令和5年12月31日までの間</p> <p>募集期間：令和5年8月28日(月)～令和5年9月15日(金)17時まで</p> <p>○詳しくは北海道中小企業総合支援センターのホームページ(URL：https://www.hsc.or.jp/news/2023regional_entre_3rd/)をご確認ください。また本事業に関する応募書類の提出及び問い合わせは、北海道中小企業総合支援センター 企業振興部助成支援グループ(電話番号：011-232-2403)にお願いします。</p> | | |
| 参考 | | | |

| | | | |
|-----------------|------|------|------|
| 報道(取材)に当たってのお願い | | | |
| 他のクラブとの関係 | 同時配付 | 同時レク | (場所) |

| | | | |
|-------------|---|--|--|
| 担当 (連絡先) | 経済部地域経済局中小企業課小規模企業係(担当者：工藤) TEL ダイヤルイン 011-204-5331 内線 26-204 (公用スマホ 33297) | | |
|-------------|---|--|--|

令和5年度地域課題解決型起業支援事業 3次募集のお知らせ

募集期間：令和5年8月28日（月）～ 令和5年9月15日（金）【17時必着】

■事業の概要

デジタル技術を活用し、道内の地域課題を解決するための起業に要する経費の一部を補助するとともに、事業の実現性を高めるため、（公財）北海道中小企業総合支援センターが事業の立ち上げに当たり、伴走支援を行います。

■補助対象者の要件

補助対象者は、次のいずれにも該当する個人とします。

(1) 令和5年4月1日より前に事業を営んでいない個人（開業届の提出をしていない者または株式会社、合同会社、合資会社、合名会社、企業組合、特定非営利活動法人、一般社団法人（以下「法人等」という。）の代表者でない者）であって、補助事業（※1）完了日までの間に、中小企業者（※2）として個人事業の開業の届出をし、または法人等の設立を行い、その代表者となる者（以下「起業家」という。）。なお、休業中の法人等の代表者や開業届を提出しないで事業を行っている者は対象外です。

※1 補助事業とは、地域課題解決型起業支援金の交付決定を受けた事業のことをいいます。また、補助事業完了日とは、補助事業を完了する日として申請者が申請計画等で定めた日のことをいい、最長で令和5年12月31日です。

※2 「中小企業者」は、農業、漁業並びに林業を営む者及びみなし大企業を除きます。

(2) 北海道内に居住している者又は補助事業完了日までに北海道内に住民票を移し、居住する者。

(3) 法人の登記又は個人事業の開業の届出を北海道内で行う者。

(4) 未成年の場合は、法定代理人の同意を得ていること。 等

■対象事業

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(1) デジタル技術を活用し、北海道の地域課題の解決に資する次に掲げる事項の全てに該当する社会的事業であり、令和5年4月1日以降、補助事業期間完了日までに新たに起業する事業であること。

ア 本道の地域社会が抱える課題の解決に資すること。

イ 提供するサービスの対価として得られる収益によって自律的な事業の継続が可能であること。

ウ 地域の課題に対し、当該地域における課題解決に資するサービスの供給が申請日時点で不足していること。

エ 起業する者の生産性の向上・機会損失の解消及び顧客の利便性の向上につながるデジタル技術を活用していること。（デジタル技術の活用例：「キャッシュレス決済の導入」「Web予約システム」「ECサイトによる販売」「SNSやWebサイトでの情報発信」など。）

(2) 北海道内で実施する事業であること。 等

※対象事業の例：地域活性化関連、まちづくりの推進、子育て支援、社会福祉関連、買い物弱者支援

■起業支援金

◇補助率：1/2以内 ◇交付限度額：200万円

◇対象となる経費：人件費、店舗等借料、設備費、原材料費、借料、知的財産権等関連経費、謝金、旅費、外注費、委託費、マーケティング調査費、広報費、その他知事が必要と認める経費

※経費の詳細については、募集要項「Ⅱ 対象経費について」をご参照ください。

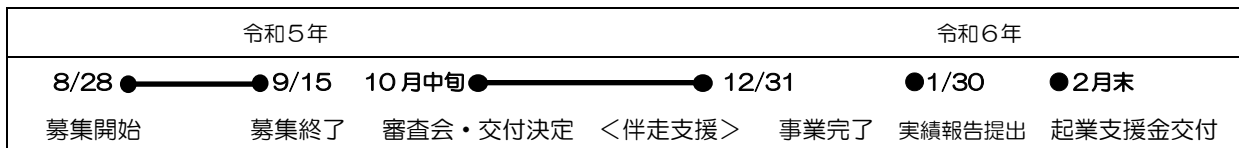
■補助事業期間

交付決定日 ～ 令和5年12月31日（日）（又は申請者が定めた日のどちらか早い日まで）

■伴走支援

起業支援金の交付を受ける者（以下「交付対象事業者」という。）は、事業の立ち上げに向けたセンターの伴走支援を受けることにより、事業の実現性をより確実なものにしていただきます。

■スケジュール（予定）



■選定方法

(1) 起業支援金の交付対象事業者の選定は、次のとおり実施します。

要件確認等を経た後、審査委員会において、下記(2)に掲げる項目について事業計画を話し、交付対象事業者を決定します。なお、審査結果については、書面で通知します。

※事業内容について事務局がヒアリングをおこなう場合があります。

※審査結果に対する問い合わせには、一切応じられません。

(2) 選定における評価基準となる項目は以下のとおりです。

- ① 本道の地域社会が抱えている課題の解決に資するかの「社会性」
- ② 事業収益によって自律的な事業継続が可能かの「事業性」
- ③ 地域の課題に対する事業の需要が見込まれるかの「必要性」
- ④ 起業する者の生産性の向上・機会損失の解消及び顧客の利便性の向上につながるデジタル技術を活用しているかの「デジタル技術の活用」
- ⑤ 資金調達の見込み
- ⑥ その他評価するに当たり考慮すべきと認められるもの

※また、交付対象事業者を決定する際には、空き店舗（近隣商業地域又は商業地域に限る）を活用する者、道外から移住する（令和5年4月1日以降移住した者に限る）者及び札幌市以外の区域で創業する者について一定程度優遇します。

■申請方法

募集要項をご覧の上、令和5年度地域課題解決型起業支援事業交付申請書及びその他必要書類等をセンター札幌本部へご提出ください（※センターの支部では受付していません）。

募集要項及び申請書類の様式は、当センターのホームページからダウンロードできます。

【URL】 (https://www.hsc.or.jp/news/2023regional_entre_3rd/)

■問い合わせ先

<本部>

〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目経済センタービル9階

公益財団法人北海道中小企業総合支援センター 企業振興部企業振興G（助成支援）

TEL：011-232-2403 E-mail：jyoseishien@hsc.or.jp

<支部>

- | | | |
|--------|------------------------------------|-------------------------|
| ◆道南支部 | 〒040-0015 函館市梁川町5番10号 プライム函館EAST8階 | TEL：0138-86-6695（鈴木(康)） |
| ◆十勝支部 | 〒080-0013 帯広市西3条南9丁目23番地 帯広商工会議所内 | TEL：0155-67-4515（田巻） |
| ◆釧根支部 | 〒085-0847 釧路市大町1丁目1番1号 釧路商工会議所内 | TEL：0154-64-5563（林） |
| ◆道北支部 | 〒078-8801 旭川市緑が丘東1条3丁目1番6号旭川サ-ル外内 | TEL：0166-68-2750（澤村） |
| ◆日胆支部 | 〒050-0083 室蘭市東町4丁目28番1号 室蘭テクノセンター内 | TEL：0143-47-6410（齋藤） |
| ◆林-岬支部 | 〒090-0023 北見市北3条東1丁目 北見商工会議所内 | TEL：0157-31-1123（塚崎） |